

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金

- 今回改修を予定している建物は、空き家バンク登録台帳に登録された物件である。



【対象者かどうか】

- 現在、小値賀に住んでいない。(小値賀への移住を考えている)
- 小値賀に移住して、12か月経過していない。

対象者のいずれかに、チェックが入る方は、次の質問に進んでください。



- 1 移住する前、町外に3年以上住んでいる。
(小値賀に移住して、12か月経っていない方については、移住する前に町外に3年以上、町外に住んでいた。)
- 2 今回の住宅の改修に関して、他の補助等を受けていない。
- 3 今後10年以上、小値賀に定住する。
- 4 町税等の滞納がない。

1～4すべてにチェックが入る方が対象者となります。

『注意事項』

※移住した(する)日については、小値賀に住民票を移した日となります。

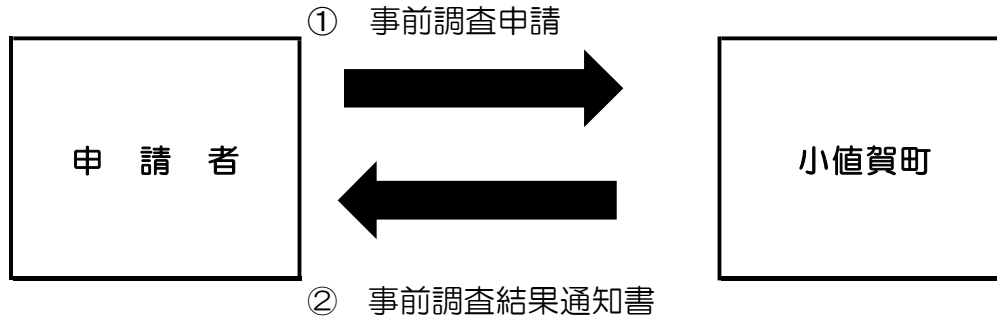


【補助対象工事】

- 改修工事について、町内に本店又は事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人に請け負わせる改修工事である。
- すでに改修工事を行っていない。
(補助金の交付決定前に着手した改修工事は対象ではありません)
- 住宅の改修工事について、建築物の所有者の同意を得ている。※賃貸の場合のみ

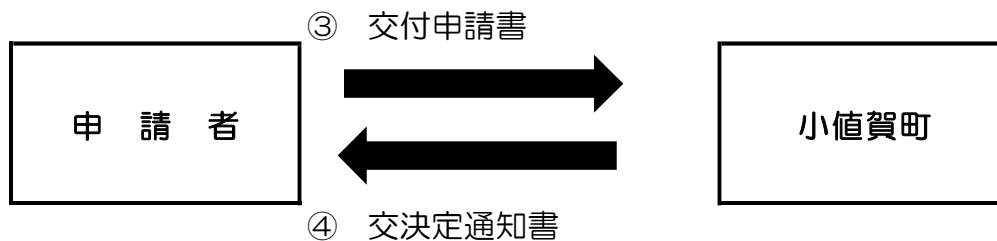
補助金申請の手続きの流れ

(1) 事前調査



- ① 空き家活用移住促進事業事前調査申請書（様式第1号）を提出。
※添付資料については、申請書内に記載。
- ② 空き家活用移住促進事業事前調査結果通知書（様式第2号）により通知。
※必要に応じて現地確認を行います。
※事前調査結果通知書で「該当」となった場合、申請書の提出となります。

(2) 交付申請



- ③ 空き家活用移住促進事業補助金交付申請書（様式第3号）を提出。
工事計画書（様式第4号）を添付。
※その他添付資料については、申請書内に記載しております。
- ④ 空き家活用移住促進事業補助金交決定通知書（様式第5号）により通知。
※審査の結果、適当と認められなかったときは、文書により通知します。

「補助金交付の条件」

- 補助対象工事を中止する場合は、町長に届出をすること。
- 交付決定の通知を受けた日の属する年度内に補助対象工事を完了すること。
- 補助対象者が補助対象工事完了後の建築物及び土地の所有者である場合には、適正な維持管理に努めること。

(3) 着工

交付決定の通知後、速やかに着工をお願いいたします。

『申請を取り下げる場合』

空き家活用移住促進事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を提出。

『交付申請の内容に変更があった場合』

空き家活用移住促進事業補助金交付申請変更承認申請書（様式第7号）を提出。

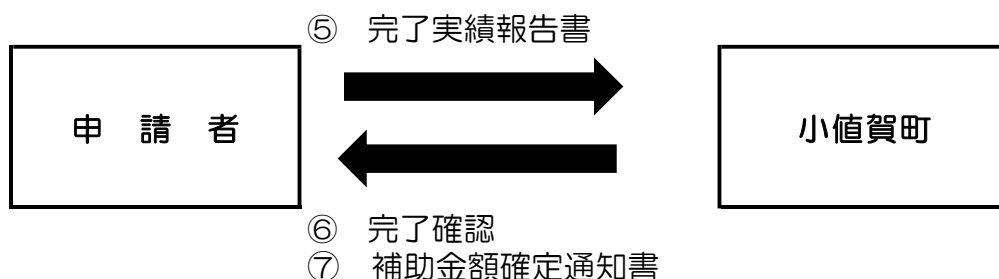
○変更を承認した場合

空き家活用移住促進事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）により通知します。

○変更を承認しなかった場合

空き家活用移住促進事業補助金交付申請変更不承認通知書（様式第9号）により通知します。

(4) 実績報告書



⑤ 完了実績報告書（様式第10号）を提出。

工事を行った者の工事完了証明書（様式第11号）を添付。

※その他添付資料については、申請書内に記載しております。

⑥ 建設課職員が書類等の確認を行います。

（必要に応じて現地確認を行います。）

⑦ 空き家活用移住促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）により通知。

(5) 交付請求

空き家活用移住促進事業補助金交付請求書（様式第13号）により請求。

(6) 活用状況の報告

補助金の交付を受けた方は、補助金交付日から10年間、対象住宅の活用状況の報告を行う必要があります。（年1回）

小値賀町空き家活用移住促進事業活用状況報告書（様式第14号）を使用。